



平成27年5月14日

各位

会社名 児玉化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石井 健  
(コード：4222、東証第2部)  
問合せ先 取締役経理財務部長 斉木 均  
(TEL. 03-3279-4900)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第88回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることで、より透明性の高い経営を実現するとともに、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、経営の機動性の向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することを可能にするため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条(条文省略)  (自己の株式の取得) 第6条 当社は、 <u>会社法第165条第2項</u> <u>の規定により、取締役会の決議</u> によって自己の株式を取得することが できる。	第1条～第5条(現行どおり)  (自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会決議によって <u>市場取引等により自己株式を取得する</u> ことができる。

<p>第7条～第14条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第15条～第17条（条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の選任方法）</p> <p>第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>3.（条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第7条～第14条（現行どおり）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第18条（現行どおり）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</p> <p>（取締役の選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第22条 当社は、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p>
--	---

<p>(新 設)</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> <p>第 <u>22</u> 条～第 <u>23</u> 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>24</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 <u>25</u> 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 当社は、<u>取締役 (当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)</u> の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 <u>27</u> 条 <u>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p><u>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p><u>3. (現行どおり)</u></p> <p>第 <u>23</u> 条～第 <u>24</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>25</u> 条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 <u>26</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 <u>27</u> 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 <u>28</u> 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定を取締役に委任することができる</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 <u>29</u> 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
--	--

<p>(取締役会規則)  第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等および退職慰労金)  第 29 条 取締役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第 30 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>  2. 会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置)  第 31 条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)  第 32 条 <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)  第 33 条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u>  2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会規則)  第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)  第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)  第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  2. 当社は取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)  第 33 条 当社は<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p><u>(監査役の任期)</u> 第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第 36 条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 37 条 <u>監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 38 条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u> 第 39 条 <u>監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等および退職慰労金)</u> 第 40 条 <u>監査役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 41 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によつ</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 36 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> 第 37 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p><u>て、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 42 条～第 45 条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 47 条～第 49 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第 38 条～第 41 条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 43 条～第 45 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>1. <u>当会社は、第 88 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第 88 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金）  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上